

本誌7月27日号では、建物賃料相場の下落傾向について触っています。建物賃料相場下落の話題に関し、賃貸人として気になることの一つに、借家人からの賃料減額請求（借地借家法32条）があります。

賃料増減額請求については本誌平成21年2月9日号でも述べていますが、今回はあらためて借家人からの賃料減額請求と賃貸人の対応について考えてみましょう。

### 1 建物賃料増減額請求の法律上の根拠とその趣旨



約の場合は、借家人からの賃料減額請求権を排除することはできません（借地借家法32条1項但書の反対解釈）。これに



弁護士  
平松英樹氏(41)

## 第56回

### 借家人からの賃料減額請求

2 借家人からの賃料減額請求と賃貸人の対応

ここで、借家人からの賃料減額請求について事例をもとに考えてみましょう。

例えば、契約上の賃料が50万円であるのに対し、借家人が、賃料40万円が相当であると主張して減額を請求してきたとしましょう。ちなみに、賃料減額請求は、その意表示が賃貸人へ到達したときに効力が生じます。もちろん、意思表示到達後の一定の時期から減額を請求することも可能です。

#### (1) 当事者間の協議

借家人からの賃料減額請求の後、借家人と賃貸人が協議して、お互いが納得するような額を合意すれば一件落着です。

(2) 民事調停申立て

そうすると、次に借家

人が取る手続きとしているのです。その

人をもとに賃料の増額または減額を請求することが認められています。

(3) 訴訟提起

調停が不成立になると、借家人としては、負

うべき手続として訴訟を提起することができる

ことになります。この訴訟において、最終的には裁判所が判決といふ形で決着させてくれます。つまり、判決によつて相当賃料の額が明確になります。ちなみに、相

当賃料の額については、年1割の利息をプラスして返還しなければなりません。

鑑定の結果が強く反映される傾向があります。不動産鑑定に関する話は、はこの「年1割の利息」

1968生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。不動産管理会社勤務を経て弁護士登録（東京弁護士会）。EMG総合法律事務所（東京都中央区京橋1-14-5十五ビル4階）、EMG有限責任事業組合、首都圏マンション管理士会などに所属。

建物の賃料増減額請求の根拠条文は借地借家法32条1項本文です。長期的継続的な借家関係において、一旦契約で決められた賃料もその後の経済事情の変動等によつて不相当となり、從前の賃料のままだと当事者にとって酷となるような場合も生じ得ます。そのような場合、公平の観点から賃料の増額または減額を請求することが認められているのです。ちなみにつなぎに、普通借家契

対し、定期借家契約の場合は特約があれば借家人からの賃料減額請求権を排除することができます（借地借家法38条7項）。

なお、借地借家法32条